

入院時食事療養費の変更について

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院時の食費（入院時食事療養費）が以下のとおり引き上げられます。

| 区分 | 標準負担額（1食につき） | |
|--|--------------|----------------|
| | 改正前 | 令和7年4月1日より |
| 一般の患者 | 490円 | 510円 |
| 低所得者 ・市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けている場合（入院期間が90日以下） | 230円 | 240円 |
| 低所得者 ・市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けている場合（入院期間が90日以上） | 180円 | 190円 |
| 低所得者世帯の老齢福祉年金受給者 | 110円 | 110円 (変更なし) |